

あしびなー施設整備事業の交付金返還に関する経緯及び再発防止策について

(仲泊区文化交流センター)

令和5年6月に会計検査院による「あしびなー施設整備事業(沖縄振興特別推進交付金)」の会計実地検査が行われました。その際に、「屋上のウレタン塗膜防水の数量に間違いがあるのではないか?」という指摘を受けまして、各事業担当で設計数量を精査しました。

結果、調査官の指摘のとおり設計数量計算式に間違いを確認、そのことを報告してその後の対応を協議しました。他にも間違いがないかを再確認して最終報告をしました。

令和5年11月に内閣総理大臣へ手交された報告書をもって交付金返還額2,940,000円(事業費3,702,000円)が確定しました。

交付金返還まで経緯

交付金返還が確定したことで令和5年12月の恩納村議会定例会に、交付金返還に至った経緯と、交付金返還金に対する収入・支出を説明しました。

説明後に各委員から収入に関して「なぜ設計監理者が負担するのか」「施工者が全額負担するべきではないか」「役場に責任はないのか」や「村民への説明はいつするのか」などの質疑があり議決には至りませんでした。各事業担当を集めて「なぜこういう事態になったのか」を改めて協議の場を設けて、原因の究明を調査することになりました。

原因の究明を図るための協議

各事業担当(役場、設計監理者、施工者)で集まり、交付金返還の原因となった「屋上ウレタン塗膜防水の数量誤りはなぜ起きたのか」を明らかにするために、計4回の協議の場を設けて原因を調査しました。その中で判明したのは、下記の①～④のことでした。

- ①設計監理者は、実施設計の時に行う工事費算定の基礎となる数量積算に計算誤りがあった。
- ②設計監理者は、実際に施工した実施数量(正しい数量)と設計数量(誤りの数量)を比較検討などの確認を怠った。
- ③施工者は、実際に施工した実施数量(正しい数量)を設計監理者に報告を怠った。
- ④役場は、設計監理者や施工者への指導・監督が不十分であったため、このような事態を引き起こした。また、完成検査も確認が不十分だったため、誤りの数量を見逃した。

屋上ウレタン塗膜防水：882㎡(誤)→442㎡(正)＝440㎡の数量が過大

コンクリート直均し：859㎡(誤)→409㎡(正)＝450㎡の数量が過大

役場、設計監理者、施工者それぞれが数量の誤りに気付くことは可能であったにも関わらず、こういう事態になってしまった。それは各事業担当が、屋上ウレタン塗膜防水の工事に関する理解が不十分であったことから起こったことである。

交付金返還に向けた協議

各事業担当者（役場、設計監理者、施工者）に責任があることから、均等に返還金を負担するという案を協議しました。

協議の結果、交付金返還に係る事業費 3,702,000 円の内、設計監理者と施工者で返還金 2,940,000 円をそれぞれ 1,470,000 円ずつ支払い、事業費 3,702,000 円から返還金 2,940,000 円を引いた 762,000 円を役場で負担することになりました。

このことにより、設計監理者と施工者には 2 週間の指名停止を科しました。

議会への報告

原因の究明と交付金返還の協議がまとまったため、令和 6 年 3 月定例会へ再度収入・支出を提出して説明をしました。それでもなおも厳しい意見などがありましたが、令和 6 年 3 月 27 日をもって議決されました。委員会であった厳しい意見など真摯に受け止め、業務に取り組みます。